

四日市市病院告示第 1 号

地方公営企業法第 33 条の 2（昭和 27 年法律第 292 号）において準用される地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

四日市市病院事業管理者 蜂須賀 丈博

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地
株式会社ゴールド美装社
四日市市生桑町 1 6 4 0 - 4
- 2 委託した公金事務に係る歳入等または歳出
市立四日市病院使用料及び手数料条例第 2 条に規定される普通駐車場使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 3 月 31 日
- 4 公金事務の委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（市立四日市病院事務局施設課）